

2014年3月26日

お客様各位

UL DQS Japan 株式会社
認証課

認定機関による組織立会審査の実施に対する規定についてのお知らせ

拝啓 貴社におかれましては 益々 ご盛栄のことと お慶び申し上げます。
平素は 弊社審査認証サービスをご利用いただき 厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は現在 ISO9001 及び ISO14001 に関する JAB の認定を取得しております。認定維持のために JAB は、定期的に弊社事務所審査を実施しておりますが、それに加え JAB 認定審査員による組織での立会審査を実施しております。JAB の組織立会審査の目的は、弊社審査員が適切な審査を実行しているかを確認する事であり、貴社のマネジメントシステムを審査することが目的ではありません。組織立会審査先の選定は JAB が行い、弊社から提示された事前スケジュールに基づき JAB ロゴマークの使用有無、組織規模の大小にかかわらず弊社の認定範囲(産業分野)や参加する弊社審査員を考慮し選定されます。弊社は JAB からの選定結果に対し、組織様に JAB 認定審査員の参加をお願いしております。当社と JAB は、組織様に関する機密保持契約を結んでおります。組織立会についての JAB の規定内容は下記の通りであり、仮に貴社が立会審査対象となった際には、ご協力の程、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. マネジメントシステム認証機関の認定の手順 JAB MS200:2013
附属書 D—組織審査立会にかかわる要請

この附属書は、本協会(JAB)が組織審査立会を実施することにかかわり、認定を申請する又は認定された機関に対する要請事項を規定したものであり、JAB MS200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB MS200 本文に従う。

D1. 機関は、本協会が組織審査立会の受け入れを要請する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、取り決めておくものとする。

D2. 本協会が正当と認める理由がある場合を除き、組織審査立会の受け入れを拒絶する組織に認定された認証文書を発行しないものとする。

D3. 組織が、本協会の組織審査立会を回避するために審査を依頼する機関を変更又は他の機関に認証を移転しようとした場合、本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された機関及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する必要がある。本協会に認定された機関は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された認証文書を発行してはならない。

D4. 機関は、上記 D2.及び D3.の内容を組織に事前に通知しておくものとする。

D5. 組織が本協会の組織審査立会の受け入れを拒絶する場合は、機関は拒絶理由が正当であるか否かを判断し、判断結果を次の要領で本協会に書面にて通知するものとする。

D5.1 機関が拒絶理由を正当であると判断した場合には、その正当性の明確な説明を記述する。

D5.2 機関が拒絶理由を正当でないと判断した場合には、組織が認証の扱いについて次のいずれを選択するかを記述する。

a) 他の認証機関に認証を移転する。

b) 第三者認証を希望しない。

c) その他。

D6. 本協会は、機関が示した拒絶理由の正当性の可否を判断し、結果を機関に通知する。

拒絶理由が正当であるとの機関の判断を本協会が受け入れなかった場合には、機関は組織が認証の扱いについて D5.2 a)~c)の次のいずれを選択するかを本協会に報告する。

以上